

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

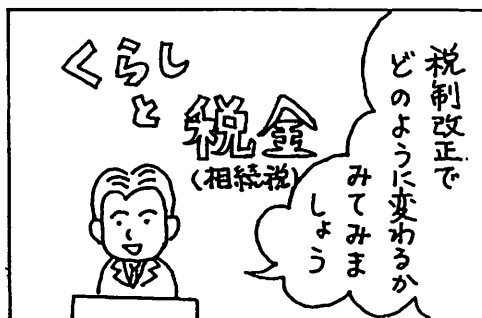
今年度税制改正大綱決まる

連立与党は9日、税務・政策合同幹事会を開き、平成6年度税制改正大綱を決定した。

それによると、議論を呼んだ減税は、所得税3兆8,400億円、住民税1兆6,300億円の規模となっている。所得税は、今年の所得税額を一律20%減税する(最高200万円まで)もの。給与所得者の場合、今年1~6月の減税分を夏のボーナス等にかかる税額から控除し、7~12月分は年末調整で戻す方法で行われる。個人事業者は、来年の確定申告で減税分を控除することになる。

相続税については、現在の税率は13段階の区分になっているが、これを9段階に直し、低税率が適用される段階の区分を広げる。また、定額控除額が4,800万円から5,000万円に引き上がる。配偶者控除の拡大は、現行8,000万円から一挙に2倍の1億6,000万円にアップする。

さらに、小規模宅地のこれまで居住用60%、事業用70%だった評価減割合が共に80%になる。これらの改正は平成6年1月1日以後の相続から運用。そのほか、「相続税の延納税額についての物納の特例」の措置が創設される。この措置の対象となるのは、昭和64年(1989年)1月1日から平成3年(1991年)12月31日までの間に開始した相続により土地を取得した延納適用者のうち、延納相続税額を金銭で納付することが困難となっている者とされている。この申請期間は平成6年4月1日から6年9月30日までの6カ月間とされている。



基礎控除額のアップ

相続人が3人だと
7650万円 ⇒ 8000万円

配偶者の税額軽減の拡大

8000万円
→ 1億6000万円

居住用・事業用の評価減

居住用 60% ⇒ 80%
事業用 70%

これにお 財産は自宅10億円だけ
という場合、
妻がすべて相続すると
相続税はかかりません
(相続人3人のとき)